

# 重要事項説明書

## 地域密着型通所介護サービス

あなたに対する介護サービス提供開始にあたり、厚生省令第34号第89条及び条例第10条第1項の規定に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

### 1事業者

事業者の名称	特定非営利活動法人 地域の糸
事業者の所在地	広島県福山市木之庄町四丁目5番25号
法人種別	特定非営利活動法人
代表者名	代表理事 中島 康晴
電話番号	084-928-0503

### 2ご利用施設

事業所の名称	三原市デイサービスセンターさぎうら
事業所の所在地	広島県三原市鷺浦町向田野浦1708番地2
電話番号	0848-60-7055
FAX番号	0848-60-7005

### 3事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護予防相当及び要介護者について、その方の居宅において、またはサービス拠点に通所していただき、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、必要な介護（予防）サービスを提供する。
運営の方針	利用者がその有する能力に応じ住み慣れた居宅において自律した日常生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。 事業の運営にあたっては、県及び関係市町及び保健・医療・福祉サービスとの連携を図るとともに、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を図る等の地域との交流を図るものとする。

### 4施設の概要

敷地	733.00 m <sup>2</sup>	延べ床面積	264.33 m <sup>2</sup>
建物構造	鉄筋コンクリート		
主な設備	事務所、静養室、厨房、談話室、便所 浴室・脱衣室、相談室		

### 5職員体制（主たる職員）及び営業日

職員	管理者 生活相談員 看護職員 介護職員 機能訓練指導員	1名 1名以上 1名以上 1名以上 1名	勤務体制	日勤 8:00 ~ 17:00	営業日及び営業時間	営業日：月～土曜日、（第2・4土曜日と8月12日～15日と12月30日～1月3日を除く） 営業時間：9:00～16:30 提供時間9時間を超えた場合、前後3時間の延長可能
----	---	----------------------------------	------	-----------------------	-----------	---

### 6.通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域 三原市鷺浦町（小佐木を除く）

### 7サービスの概要

種類	内容
食事その他の家事介助	利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従事者が共同でおこなうよう努めます。
排せつの介助	利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

入浴の介助 着替え等の介助	一人ひとりの入浴習慣を踏まえた上で、ゆっくり入浴することができるよう配慮します。寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
機能訓練 (生活リハビリ)	利用者の状況に適合した援助を行い、生活機能の維持・改善に努めます。利用者の趣味又は嗜好に応じた活動が行われるよう支援します。利用者がそれぞれの役割を持つ日常生活を送ることができるよう配慮します。
健康管理	継続して健康チェックを行うと共に定期的に体重測定を行い健康管理に努めます。また、緊急時等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関・協力歯科医療機関等に責任を持って引継ぎします。
相談及び援助	利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行おうよう努めます。

### (2)介護保険給付外サービス

種類	内容
健康管理	主治医・協力医により、健康管理に努めます。
おむつの購入手配	おむつの購入について手配のお手伝いをします。
食材の提供	新鮮で旬の食材を提供します。
教養娯楽施設レクレーション	ドライブ、誕生日会、四季の行事（花見、お月見等）など、活動への参加を通じて利用者と共に、家族同士の交流が図れるよう努めます。

### 8利用料金

介護保険を利用する場合は、原則として基本利用料の1割・2割又は3割（介護保険負担割合証による）の額。但し、介護保険の給付の限度額を超えた部分にかかるサービスまたは介護保険対象外のサービスは全額自己負担になります。

#### (A)介護保険加算料金【利用者状況、職員体制により異なります】

別紙料金表を参照のこと。

#### (B)介護保険給付対象外サービス料

別紙料金表を参照のこと。

#### 請求とお支払方法

- ① 利用料その他の費用は、月ごとに請求いたします。
- ② 当事業所指定の口座振替または口座振り込みまたは事業所への現金支払いでお願いいたします。

### 9緊急時の対応方法

介護サービス提供中に事故が発生した場合は、事前にお聞きした、利用者様の主治医・家族・介護支援専門員等に連絡いたします。

### 10事故発生時の対応

介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、生命・身体・財産に損害が発生した場合、業務の遂行に起因して、事業所が法律上の損害賠償責任を負担する場合は、損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

### 11苦情等申立先

介護サービスに苦情がある場合、いつでも下記の「苦情申立先」に苦情を申し立てることができます。その場合乙は迅速、適切に対処しサービスの向上、改善に努めます。

当施設ご利用相談室	窓口担当者 管理者 奥野 里絵 TEL : 0848-60-7055
三原市役所	保健福祉部高齢者福祉課介護保険係 TEL : 0848-67-6240
広島県国民健康保険団体連合会	広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護第二係 TEL : 082-554-0783
広島県福祉サービス運営適正化委員会	広島県社会福祉会館内 TEL : 082-254-3419

**12 協力医療機関**

医療機関の名称	百島診療所
院長名	次田 展之
所在地	広島県尾道市百島町 972
電話番号	0848-73-5399

三原市デイサービスセンターさぎうらのサービスの提供の開始に際し上記重要事項の説明を行いました。

説明日 年 月 日

**13 非常災害時の対策**

消防計画等の防災計画等に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行います。

**14 当事業所ご利用の際に留意いただく事項**

来訪・面会	いつでもお越しください。お越しの際は、事務所職員に一声おかげください。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
禁止事項	①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為） ②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為） ③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

上記の内容について説明を受けました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

利用者の家族等 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

続柄 \_\_\_\_\_

事業者名 特定非営利活動法人 地域の絆  
三原市デイサービスセンターさぎうら  
説明者職 氏名 管理者 奥野 里絵